

令和3年度

行政監査結果報告書

八戸市監査委員

(令和4.2)

八 監 第 74 号
令和4年2月17日

八戸市長
熊 谷 雄 一 様
八戸市議会議長
森 園 秀 一 様
八戸市教育委員会教育長
伊 藤 博 章 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 倉 成 美納里

八戸市監査委員 五 戸 定 博

行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和3年度行政監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 行政監査結果報告

1	監査のテーマ	7
2	監査の目的	7
3	監査の対象	7
4	監査の主な着眼点	7
5	監査の主な実施内容	8
6	監査の実施場所及び日程	8
7	監査の概要	9
8	監査の結果	16
	参考資料	19

(注) 構成比率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。そのため、内訳の計が総計と一致しない場合がある。

1 監査のテーマ

審議会等の運営状況について

2 監査の目的

市の附属機関として設置されている審議会等は、市の施策立案や事務事業の執行過程における市民の意見や外部の専門的知見を市政に反映する役割を担っており、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効果的・効率的な行政サービスを提供していくという点から、その重要性はますます高まっている。

そこで、審議会等の設置状況について調査し、設置の根拠や目的が明確であるか、委員の選任方法は適切か、会議の成果が市政に反映されているか等について、今後の適正な事務の執行に資することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関（法律又は条例に基づくもの）で、令和3年4月1日現在、本市に設置されているものを対象とした。

なお、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例に基づき設置した附属機関については、指定管理者の選定に特化した附属機関であり、審議終了時までを任期とすることから、今回の監査の対象から除外した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 設置状況
設置の根拠や目的が明確であるか
- (2) 委員構成
選任方法は適切か
女性委員や公募委員、若者の登用拡大に努めているか
在任期間や兼任状況等について考慮されているか
- (3) 運営状況
会議が適切に開催されているか
会議の公開は適切に行われているか
- (4) 市政への反映
会議の成果が市政に反映されているか

5 監査の主な実施内容

行政監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 所管課より提出された調査票を基に、事務局職員による調査を行った。なお、今回の監査の対象となる附属機関は84機関あり、うち31機関については、関係書類の調査を併せて実施した。
- (2) 審議会等の運営状況について、附属機関に関する統括管理を行う行政管理課から資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

なお、監査に当たっては、小原隆平前監査委員は令和3年12月18日まで、倉成美納里監査委員は同月19日から、それぞれ執行したものである。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁
- (2) 日程 令和3年8月6日から令和3年12月23日まで

7 監査の概要

令和3年4月1日現在、本市に設置されている附属機関は84機関であり、調査票、関係書類及び関係職員からの聞き取りにより調査を実施した結果は、以下のとおりである。

なお、調査にあたっては、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱、「附属機関の運営に係る適切な事務執行について」（令和3年4月1日付け行政管理課長通知）に基づき適切に運営されているかを主眼に実施した。

(1) 設置根拠について

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくもので、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」とされている。

令和3年4月1日現在で本市に設置されている附属機関は84機関あり、このうち、条例により設置されている機関が59機関で最も多く、次に法律に基づき設置することができる機関（法令任意）が13機関、法律で設置が義務付けられている機関（法令必置）が12機関となっている。

次に部局別では、教育委員会が18機関と最も多く、次に農林水産部が10機関、まちづくり文化スポーツ部、福祉部、都市整備部がそれぞれ9機関となっている。

なお、諮問や審議等の案件がない等の理由により委員の委嘱を行っていない附属機関が34機関あり、令和3年4月1日現在において委員が委嘱されている附属機関は50機関となっている。

単位：機関

	附属機関設置数				うち R3.4.1 現在で委員を委嘱している附属機関の数
		うち 法令必置	うち 法令任意	うち 条例	
総合政策部	6	0	0	6	4
まちづくり文化スポーツ部	9	0	0	9	4
総務部	6	0	1	5	2
財政部	0	0	0	0	0
商工労働観光部	3	0	0	3	2
農林水産部	10	0	0	10	6
福祉部	9	3	1	5	6
健康部	5	2	1	2	4
市民防災部	4	3	0	1	3
環境部	2	0	1	1	1
建設部	3	0	1	2	1
都市整備部	9	3	1	5	6
教育委員会	18	1	7	10	11
合計	84	12	13	59	50
構成比(%)	100.0%	14.3%	15.5%	70.2%	59.5%

(2) 設置目的について

附属機関は、執行機関からの要請により、調停、審査、審議、調査を行う機関である。設置目的については、審議を目的としたものが 62 機関と最も多く、全体の 7 割以上を占めている。次いで、審査機関が 14 機関、調査機関が 7 機関、調停機関が 1 機関となっている。

単位:機関

	調停機関	審査機関	審議機関	調査機関	合計
機関数	1	14	62	7	84
構成比(%)	1.2%	16.7%	73.8%	8.3%	100%

調停 … 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図るように努力することをいう。

審査 … 一定の事柄について結論を導き出すために、その内容をよく調べることをいう。

審議 … 執行機関の諮問に応じて調べ論議することをいう。

調査 … 事実を調べることをいう。

(3) 委員構成について

令和 3 年 4 月 1 日現在、委員が委嘱されている 50 機関を対象とした。

ア 委員数

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、委員の選任に係る留意事項として、委員数は 20 名以内とし必要最小限にするとしている。

委員数は、6～10 人の機関が 20 機関と最も多く、次いで 11～15 人の機関が 10 機関、1～5 人の機関が 9 機関となっている。

一方、委員数が 20 人を上回る機関は 6 機関あったが、これらの委員定数は、設置目的などに応じ、規則等で定められている。

単位:機関

	1～5 人	6～10 人	11～15 人	16～20 人	21 人以上	合計
機関数	9	20	10	5	6	50
構成比(%)	18.0%	40.0%	20.0%	10.0%	12.0%	100%

イ 委員の構成

委員の構成（令和 3 年 4 月 1 日現在）は、関係団体構成員が 273 人と最も多く、次いで、学識経験者が 164 人となっている。

単位:人

	学 識 経 験 者	関係団体 構 成 員	市民代表	関係行政 機 関 職 員	市職員	市議 会 員	その他	合計
委員数	164 (26.9%)	273 (44.8%)	37 (6.1%)	45 (7.4%)	9 (1.5%)	3 (0.5%)	79 (13.0%)	610 (100%)
男性	124	203	17	39	9	3	46	441
女性	40	70	20	6	0	0	33	169

() 内は構成比

ウ 委員の年齢

「附属機関の運営に係る適切な事務執行について」(令和3年4月1日付け行政管理課長通知)では、委員選任にあたっての留意点として、若者の登用に向けた取組を進めるよう通知している。

委員の年齢(令和3年4月1日現在)は、60歳代が210人と最も多く、次いで50歳代が154人、40歳代が85人となっている。一方、30歳代以下の若年層は29人であり、全体の4.8%となっている。

単位:人

	30歳 未 満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳 以 上	不明	法人	合計
委員数	1 (0.2%)	28 (4.6%)	85 (13.9%)	154 (25.2%)	210 (34.4%)	84 (13.8%)	5 (0.8%)	41 (6.7%)	2 (0.3%)	610 (100%)
男性	1	18	52	96	153	74	4	41	2	441
女性	0	10	33	58	57	10	1	0	0	169

() 内は構成比

※八戸市防災会議(22人)及び国民保護協議会(19人)の合計41人については、団体からの推薦者であり、年齢確認を行っていないため不明とした。

エ 男女の登用率

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、男女構成比率について、少ない方の割合を30%以上とする目標を掲げている。

男女の登用率は、男性委員が50の附属機関全てで30%以上である一方、女性委員の割合が30%以上の附属機関は20機関となっている。なお、女性の登用がない附属機関が8機関ある。

附属機関全体では、男性委員が441名、女性委員は169名であり、全体の女性登用率は27.7%となっている。女性委員の少ない主な理由としては、「専門職を委嘱しているため」、「推薦団体先に女性が少ないため」などとなっている。

単位:機関

	0%	1~10% 未 満	10~20% 未 満	20~30% 未 満	30~40% 未 満	40~50% 未 満	50%以上	計
男性委員	0 -	0 -	0 -	0 -	2 (4.0%)	3 (6.0%)	45 (90.0%)	50 (100%)
女性委員	8 (16.0%)	3 (6.0%)	7 (14.0%)	12 (24.0%)	11 (22.0%)	3 (6.0%)	6 (12.0%)	50 (100%)

() 内は構成比

オ 公募の状況

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、公募による選任を積極的に行い、その構成比率を10%以上とする目標を掲げている。

公募枠のある附属機関は22機関であり、このうち現員数に対する公募委員の割合は、10%以上の附属機関が13機関、10%未満の附属機関が3機関となっている。また、公募枠はあるものの応募がない等の理由で公募委員がいない附属機関が6機関あり、附属機関全体では、公募枠39人に対し、現員数27人となっている。

一方、公募枠を設けていない附属機関が28機関となっており、その理由としては、「法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者を委員に充てているため」、「プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるため」、「高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするため」などとなっている。

委員数に対する公募委員の割合

単位:機関

	公募枠なし	公募枠あり		合計
		10%未満	10%以上	
機関数	28 (56.0%)	2 (4.0%)	20 (40.0%)	50 (100%)

() 内は構成比

公募数	1人	2人	3人	4人	合計
	×	×	×	×	
	8機関	12機関	1機関	1機関	
	8人	24人	3人	4人	39人

公募枠のある22機関の公募委員の現員数

単位:機関

	公募委員 がいない	10%未満	10%以上	合計

() 内は構成比

現員数	1人	2人	3人	4人	合計
	×	×	×	×	
	8機関	6機関	1機関	1機関	
	8人	12人	3人	4人	27人

カ 在任期間

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、同一委員の通算在任期間を10年以内としている。

委嘱日から令和3年4月1日までの在任期間は、2年以内が268人と最も多く、次いで2年超～5年以内が183人、5年超～10年以内が114人となっている。

一方、在任期間が10年を超える委員は45人であり、長期間委嘱の理由としては、「長期的な視点での考察が必要であるため」、「専門性を優先しているため」、「関係団体からの推薦を受けている者であるため」などとなっている。

単位:人

	2年以内	2年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超～15年以内	15年超～20年以内	20年超	合計
委員数	268 (43.9%)	183 (30.0%)	114 (18.7%)	28 (4.6%)	9 (1.5%)	8 (1.3%)	610 (100%)

()内は構成比

キ 兼任状況

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、委員が附属機関の委員を兼務できる数を3機関までとしている。

令和3年4月1日現在、3機関兼務している委員は21人となっている。なお、4機関以上兼務している委員はいない。

単位:人

	1機関 (兼務なし)	2機関	3機関	合計
委員数	387 (63.4%)	160 [80人×2機関] (26.2%)	63 [21人×3機関] (10.3%)	610 (100%)

()内は構成比

(4) 会議の運営状況について

平成30年度から令和2年度までで会議の開催実績がある57機関を対象とした。

ア 会議の開催頻度

会議の開催頻度は、令和2年度では年2回の開催が17機関と最も多く、次いで年1回の開催が16機関、年3回の開催が11機関となっており、その他の年度についてもほぼ同様の傾向となっている。

また、令和元年度及び令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対策から、書面あるいはオンラインで開催された会議があった。

単位:機関

	0回	1回	2回	3回	4回	5~9回	10回以上	計
令和2年度 [うち書面] [うちオンライン]	4 (7.0%)	16 [1] [4] (28.1%)	17 (29.8%)	11 (19.3%)	0 -	6 (10.5%)	3 (5.3%)	57 (100%)
令和元年度 [うち書面]	9 (15.8%)	10 [1] (17.5%)	16 (28.1%)	8 (14.0%)	2 (3.5%)	9 (15.8%)	3 (5.3%)	57 (100%)
平成30年度	5 (8.8%)	12 (21.1%)	18 (31.6%)	6 (10.5%)	5 (8.8%)	8 (14.0%)	3 (5.3%)	57 (100%)

() 内は構成比

イ 会議の公開

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開することとしている。

公開の状況は、全公開している附属機関が33機関、一部非公開としている附属機関が6機関、全部非公開としている機関が18機関であり、一部非公開又は全部非公開とする理由としては、「個人情報保護のため」、「申請企業の秘密事項が含まれるため」などとなっている。

単位:機関

	全公開	一部非公開	全部非公開	合計
機関数	33 (57.9%)	6 (10.5%)	18 (31.6%)	57 (100%)

() 内は構成比

ウ 会議録の作成等

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、会議の結果について、審議経過等が明らかになるよう会議録を作成し、会議資料とともに市民等に対する情報提供に努めるものとしている。

会議録を公開している附属機関が37機関、会議録を作成しているが公開していない附属機関が17機関、会議録を作成していない附属機関が3機関となっている。

作成しているが公開していない理由としては、「個人情報が含まれるため」、「企業・団体の秘密事項が含まれるため」などとなっており、作成していない理由としては、「個別の内容に関する審査であるため」となっている。

会議録の公開は、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナー（市庁本館1階）への配架によることとなっているが、市ホームページへの掲載についてはおおむね適切に行われている一方、情報公開コーナーへ配架されていないケースがあった。

単位:機関

	作成し公開している	作成しているが公開していない	作成していない	合計
機関数	37 (64.9%)	17 (29.8%)	3 (5.3%)	57 (100%)

() 内は構成比

(5) 市政への反映について

平成30年度から令和2年度までで会議の開催実績がある57機関を対象とした。

ア 成果

成果について、「答申を行った」が21機関と最も多く、次いで「判定・審査・調査などを行った」が20機関、「提言を行った」が9機関となっている。

なお、「その他」は、その内容が次年度以降の計画策定に関するものであり、調査時点では成果として反映されていないものであった。

単位：機関

	答申を行った	提言を行った	報告書等の提出を行った	判定・審査・調査などを行った	その他	合計
機関数	21 (36.8%)	9 (15.8%)	6 (10.5%)	20 (35.1%)	1 (1.8%)	57 (100%)

() 内は構成比

イ 事業への反映

市政への反映について、「事業に反映された」が30機関と最も多く、次いで「改善等の参考とされた」が15機関となっている。

なお、「その他」は、その内容が次年度以降の計画策定に関するものや、個別の審査、認定、事業許可に関するもの等、直接行政の事業に反映される性質のものではないものなどであった。

単位：機関

	事業に反映された	予算化された	改善等の参考とされた	その他	合計
機関数	30 (52.6%)	1 (1.8%)	15 (26.3%)	11 (19.3%)	57 (100%)

() 内は構成比

8 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に運営されていると認められたが、より効果的・効率的な運営に向けて、次の事項について改善検討を図られたい。

(1) 委員の選任手続について

附属機関の委員選任において、団体への推薦依頼の際、推薦書と同時に委員候補者からの承諾書の提出を求めているものや、団体からの推薦書が通知される前に委員候補者からの承諾書が提出されているものが見受けられた。行政管理課から各課へ通知している「附属機関の運営事務に係る注意点」に記載のとおり、団体へ推薦を依頼する際は、団体からの推薦を得てから候補者に対し承諾書の提出を求めるものであることから、適切な手続きによる委員の選任に努められたい。

また、条例や規則等において、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員や職員がその職務を代理する」と規定されているにも関わらず、職務代理者を選任していないケースや、市ホームページに掲載している委員名簿に、委員の交代が反映されていないケースが見受けられたことから、改善を図られたい。

(2) 女性委員の割合について

委員全体に占める女性委員の割合が 30 パーセント未満の附属機関が 6 割を占め、また、全体の女性登用率も 27.7 パーセントと 30 パーセントを下回っている。

附属機関は、専門的な内容についての審議等を行う機関であることから、個々の専門性を重視する場合が多い。また、団体推薦の場合、団体内に所属する女性の割合自体が少ない場合も考えられる。女性委員が少ない理由としては、「専門職を委嘱しているため」、「推薦団体先に女性が少ないため」とする回答が多く見受けられた。

行政管理課から、委員の推薦依頼をする際には、可能な範囲で積極的に女性委員候補者の推薦を依頼する旨を依頼文書に記載することなど、女性が推薦されやすいような工夫を行うよう各課に通知している。また、必要とする職種又は専門分野に女性が少ない場合は、学識経験者の専門分野や職種等を幅広く捉え、肩書や特定の職種にこだわらず、広く女性人材の発掘に努めるようあわせて通知している。今後、女性委員の割合を高めるための工夫をより積極的に行うよう努められたい。

(3) 若者の登用について

30 歳未満・30 歳代の登用率は、委員全体の 4.8 パーセントに留まっており、若年層の委員登用が少ない状況にある。これは、専門的な内容についての審議等を行う機関であるという附属機関の側面から、関係団体の代表者や学識経験者が委員に選任される傾向にあるためと推測される。

登用拡大策としては、行政管理課において平成 29 年度から成人式において次年度の公募予定チラシを配付しているほか、平成 30 年 2 月からは、八戸学院大学、八戸工業大学及び八戸高専に対し、令和 2 年 2 月からは、アレック情報ビジネス学院などの市内専門学校等に対して、委員公募の周知に係る協力の依頼を行っている。今後は、若者向けのイベントなどを活用して委員公募の周知を図るなど、若者登用に向けた取組みをより一層推進されたい。

なお、若者の登用拡大は、委員の選任に関する基本的な事項であり、要綱に規定することを検討されたい。

(4) 委員の在任期間について

在任期間が、本市の附属機関の設置及び運営に関する要綱に定める基準を上回る 10 年を超える委員が全体の 7.4 パーセントとなっている。

附属機関の性格によっては、特定の専門的知識や経験が必要であることから、委員が限定されてしまうことはやむを得ない場合もあるが、一方で、幅広い意見や新たな考え方を市政に反映させるという点から、在任が長期間にわたる場合には、新たな人材の積極的な活用を図ることを検討されたい。

(5) 会議の公開について

「個人情報保護のため」、「企業の秘密事項が含まれるため」などの理由から、一部非公開としている附属機関が全体の 10.5 パーセント、全部非公開としている附属機関が全体の 31.6 パーセントとなっている。

市の政策形成過程においてその透明性を高め、開かれた市政を進めるという点から、特段の理由がない限り会議を公開するよう引き続き努められたい。

(6) 会議録の作成及び公開について

会議録の作成については、個別の内容に関する審査であるため作成していないケースを除き適切に行われていた。一方、会議録の公開については、市ホームページへの掲載はおおむね適切に行われている一方、情報公開コーナーへの配架がされていないものが見られた。

市民への積極的な情報公開という観点から、適切な会議録の作成及び公開に引き続き努められたい。

(7) 附属機関の見直しについて

条例により設置された附属機関で、平成 30 年度以降、会議等が開催されていない機関は 27 機関となっており、その多くは、直近では審議等の案件がないため開催されていないものの、案件が発生した際には迅速に審議等を行う必要性が生じることから設置されている。

長期間審議等が行われていない附属機関の場合、社会経済情勢等の変化により役割及び必要性が低下していないか、設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複していないか、他の行政手段で対応できないか等について定期的に検討を行い、必要に応じて見直しを図られたい。

(8) 附属機関の運営に関する規程の整備について

委員の選任や会議の運営方法、会議録等の公開等、附属機関の設置及び運営に関する基本的事項については、附属機関の設置及び運営に関する要綱に定めているところであり、加えて、具体的な事務処理については、「委員選任に当たっての留意点」及び「附属機関の運営事務に係る注意点」を別々に定め、必要に応じて改訂しながら、年度当初に行政管理課から各課に対し、その他の注意すべき事項も付記して事務連絡を行っている。

附属機関の運営事務の円滑な執行に資するよう、例えば、「要綱の運用について」といった形で運営ルールの一元化を図るなど、要綱を補完する規程の整備を検討されたい。

まとめ

今後の市政運営にあたっては、一層進行が予想される人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の中で、地域資源を有効に活用し、複雑かつ高度化する行政課題や新たな行政需要に対応することが求められている。

こうした状況の中で、審議会等の制度は、市の施策立案や事務事業の執行過程における市民の意見や外部の専門的知見を市政に反映させる有効な手段であり、市民との協働のまちづくりを進める上でも、その重要性はますます高まっている。

本市では、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 6 号）のもと、附属機関の設置及び運営に関する要綱を策定し、委員の選任に関する留意事項や附属機関の運営方法、会議録の公開などに関する事項を示し、審議会等の機能の充実や適正な運営が図られるよう取り組んでいる。

今回の監査結果が、各部局において十分に活かされ、改めて審議会等の設置目的と意義を再認識するとともに、より一層効果的・効率的な審議会等の運営が行われるよう切に望むものである。

参 考 资 料

附属機関一覧（84機関）

	部名	課(室)名	附属機関の名称
1	総合政策部	政策推進課	八戸市総合計画策定委員会
2	総合政策部	政策推進課	八戸市総合計画等推進市民委員会
3	総合政策部	政策推進課	八戸市市政評価委員会
4	総合政策部	政策推進課	八戸市復興計画推進市民委員会
5	総合政策部	市民連携推進課	八戸市協働のまちづくり推進委員会
6	総合政策部	市民連携推進課	八戸市男女共同参画審議会
7	まちづくり文化スポーツ部	まちづくり推進課	八戸市内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会
8	まちづくり文化スポーツ部	まちづくり推進課	八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会
9	まちづくり文化スポーツ部	まちづくり推進課	八戸市中心市街地にぎわい形成事業検討委員会
10	まちづくり文化スポーツ部	まちづくり推進課	八戸市景観審議会
11	まちづくり文化スポーツ部	文化創造推進課	多文化都市八戸推進懇談会
12	まちづくり文化スポーツ部	スポーツ振興課	八戸市体育施設整備検討委員会
13	まちづくり文化スポーツ部	美術館	八戸市美術館運営協議会
14	まちづくり文化スポーツ部	美術館	八戸市美術館美術品等収集委員会
15	まちづくり文化スポーツ部	八戸ポータルミュージアム	八戸ポータルミュージアムアドバイザーボード
16	総務部	総務課	八戸市特別功労者等表彰審査会
17	総務部	総務課	八戸市行政不服審査会
18	総務部	行政管理課	八戸市行政改革委員会
19	総務部	人事課	八戸市特別職報酬等審議会
20	総務部	人事課	退職手当審査会
21	総務部	人事課	八戸市公務災害補償等審査会
22	商工労働観光部	商工課	八戸市中小企業新事業活動審議会
23	商工労働観光部	商工課	八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定審査会
24	商工労働観光部	産業労政課	八戸市卓越技能者選考委員会
25	農林水産部	農政課	八戸市農業委員会委員選考委員会
26	農林水産部	農業経営振興センター	八戸市総合農政審議会
27	農林水産部	農業経営振興センター	八戸市経営再開マスタープラン検討会議
28	農林水産部	農業経営振興センター	八戸市農業経営改善計画等検討会議
29	農林水産部	農業経営振興センター	八戸市農産物ブランド戦略会議
30	農林水産部	農業経営振興センター	八戸市南郷新規作物研究会議
31	農林水産部	中央卸売市場	八戸市中央卸売市場運営協議会
32	農林水産部	水産事務所	八戸市魚市場運営審議会
33	農林水産部	水産事務所	八戸市営魚菜小売市場使用者選考審査会
34	農林水産部	水産事務所	八戸市水産物ブランド戦略会議
35	福祉部	福祉政策課	八戸市虐待等防止対策会議
36	福祉部	福祉政策課	八戸市民生委員推薦会
37	福祉部	福祉政策課	八戸市健康福祉審議会
38	福祉部	福祉政策課	災害弔慰金等支給審査委員会
39	福祉部	こども未来課	八戸市子ども・子育て会議
40	福祉部	高齢福祉課	八戸市老人ホーム入所判定会議
41	福祉部	高齢福祉課	八戸市市民後見推進協議会
42	福祉部	高齢福祉課	八戸市生活支援体制整備推進協議会
43	福祉部	障がい福祉課	八戸市障害支援区分判定審査会
44	健康部	保健総務課	八戸市地域保健医療対策協議会

- A … 令和3年4月1日現在で委員が委嘱されている機関(50機関)
 B … 平成30年度から令和2年度までで会議の開催実績がある機関(57機関)
 C … 調査票の他に関係書類を調査した機関(31機関)

A	B	C	設置根拠			設置目的				R3.4.1 現在 委員数
			法令 必置	法令 任意	条例	調停 機関	審査 機関	審議 機関	調査 機関	
○	○				○				○	34
○	○	○			○				○	10
					○				○	0
	○				○				○	0
○	○				○				○	7
○	○	○			○				○	9
					○				○	0
					○		○			0
○	○	○			○				○	6
○	○				○				○	8
○	○	○			○				○	15
	○				○				○	0
					○				○	0
					○				○	0
○	○	○			○				○	10
○	○				○				○	7
○	○	○		○					○	6
	○				○				○	0
					○				○	0
					○		○			0
	○				○		○			0
○	○	○			○		○			5
○	○	○			○		○			10
	○				○		○			0
○	○				○				○	13
	○				○				○	0
○	○				○				○	5
					○				○	0
○	○	○			○				○	6
○	○	○			○				○	14
○	○				○				○	13
					○				○	0
○	○	○			○				○	6
○	○	○			○				○	15
○	○		○				○			8
○	○		○					○		29
				○			○			0
○	○	○			○				○	16
	○				○				○	0
	○				○				○	0
○	○	○			○				○	8
○	○	○	○				○			30
○	○	○		○				○		18

附属機関一覧（84機関）

	部名	課(室)名	附属機関の名称
45	健康部	保健予防課	八戸市予防接種健康被害調査委員会
46	健康部	保健予防課	八戸市公害健康被害者認定審査会
47	健康部	保健予防課	八戸市小児慢性特定疾病審査会
48	健康部	保健予防課	八戸市感染症診査協議会
49	市民防災部	市民課	八戸市住居表示審議会
50	市民防災部	国保年金課	八戸市国民健康保険運営協議会
51	市民防災部	防災危機管理課	八戸市防災会議
52	市民防災部	防災危機管理課	八戸市国民保護協議会
53	環境部	環境政策課	八戸市環境審議会
54	環境部	下水道建設課	八戸市公共下水道基本構想検討委員会
55	建設部	港湾河川課	八戸市水防協議会
56	建設部	建築住宅課	八戸市営住宅審議会
57	建設部	建築住宅課	八戸市プロポーザル等審査委員会
58	都市整備部	都市政策課	八戸市都市計画マスタープラン等策定委員会
59	都市整備部	都市政策課	八戸市都市計画審議会
60	都市整備部	都市政策課	八戸駅前広場整備基本計画検討委員会
61	都市整備部	駅西區画整理事業所	八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理審議会
62	都市整備部	公園緑地課	八戸市緑の審議会
63	都市整備部	建築指導課	八戸市建築審査会
64	都市整備部	建築指導課	八戸市建築紛争調停委員会
65	都市整備部	建築指導課	八戸市旅館等建築審議会
66	都市整備部	建築指導課	八戸市開発審査会
67	教育委員会	教育総務課	八戸市教育振興基本計画策定委員会
68	教育委員会	学校教育課	八戸市通学区審議会
69	教育委員会	学校教育課	八戸市学校給食審議会
70	教育委員会	教育指導課	八戸市少年相談センター運営協議会
71	教育委員会	教育指導課	八戸市いじめ問題専門委員会
72	教育委員会	教育指導課	八戸市青少年問題協議会
73	教育委員会	教育指導課	勤労青少年ホーム運営審議会
74	教育委員会	社会教育課	八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議
75	教育委員会	社会教育課	八戸市社会教育委員の会議
76	教育委員会	社会教育課	八戸市公民館運営審議会
77	教育委員会	社会教育課	八戸市文化財審議委員の会議
78	教育委員会	是川縄文館	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会
79	教育委員会	是川縄文館	八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会
80	教育委員会	総合教育センター	八戸市総合教育センター運営協議会
81	教育委員会	こども支援センター	八戸市教育支援委員会
82	教育委員会	図書館	八戸市図書館協議会
83	教育委員会	博物館	八戸市博物館協議会
84	教育委員会	博物館	八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会
			合 計

- A … 令和3年4月1日現在で委員が委嘱されている機関(50機関)
 B … 平成30年度から令和2年度までで会議の開催実績がある機関(57機関)
 C … 調査票の他に関係書類を調査した機関(31機関)

A	B	C	設置根拠			設置目的				R3.4.1 現在 委員数
			法令 必置	法令 任意	条例	調停 機関	審査 機関	審議 機関	調査 機関	
					○		○			0
○	○	○			○		○			7
○	○		○				○			3
○	○		○					○		3
					○			○		0
○	○	○	○					○		17
○			○					○		34
○	○	○	○					○		32
○	○	○		○				○		15
	○				○			○		0
○		○		○				○		14
					○			○		0
					○		○			0
○	○	○		○				○		14
					○			○		0
○	○	○	○					○		13
○	○	○			○			○		5
○	○		○					○		5
○					○	○				5
○		○			○			○		6
	○		○					○		0
					○			○		0
					○			○		0
○	○	○			○			○		17
○	○	○			○			○		10
○	○			○					○	5
○	○			○				○		16
					○			○		0
					○			○		0
○	○	○		○				○		15
				○				○		0
○	○			○				○		7
○	○	○			○				○	7
○	○				○				○	4
	○				○			○		0
○	○	○	○					○		32
				○				○		0
○	○			○				○		10
○	○	○			○			○		6
50	57	31	12	13	59	1	14	62	7	610

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (7) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるもの
- (8) 公募による選任については、障がいの有無にかかわらず平等な取扱い（障がいがあることで不利益な取扱いをしない。）とし、多様な市民の参加に努めることとする。
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することに

より当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

- (3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

各附属機関 所管課長 様

行政管理課長

附属機関の運営に係る適切な事務執行について（依頼）

標記について、適切な事務の執行を期するよう、下記のとおり所属職員へ周知するとともに、継続的に円滑な事務処理となるよう、適切な事務の徹底をお願いします。

また、昨年度の押印の見直しに伴い、各附属機関の委員就任に係る承諾書等についても、原則廃止としますので、下記のとおり事務を進めるようお願いします。

記

1. 運営事務に関する注意点について

シラサギ各課データベースの「附属機関の運営事務に係る注意点」を確認の上、事務を進めてください。

新たに担当する職員のほか、引き続き担当する職員も内容の再確認をお願いします。

《留意事項》

○団体推薦の場合の選任の流れ

団体推薦の場合、推薦団体に対し、推薦依頼と承諾書を同時に求める誤った事例が見受けられます。まず、推薦依頼により提出された推薦書に基づき承諾依頼をし、その上で、承諾書を提出してもらうようお願いします。

○ノーツ info 8 附属機関データベースの更新作業

委員を委嘱した場合等には、ノーツ info 8 の附属機関データベースを速やかに作成・更新することとしておりますが、作業が徹底されていない事例が見受けられます。当該データベースは、各課における委員選定の際の重要な資料となることから、作業を徹底してくださるようお願いします。

2. 委員選任に当たっての留意点について

シラサギ各課データベースの「委員選任に当たっての留意点」を確認の上、公募委員の確保、女性委員及び若者の登用拡大に向けた取組を進めてください。

《留意事項》

○女性委員の登用の推進

女性委員の登用の推進のため、推薦団体に委員推薦を依頼する場合は、推薦依頼文に、できる限り女性を推薦いただくよう、協力を依頼する文言を記載願います。

3. 令和2年度分の会議録について

市ホームページに未掲載の場合は、会議資料とあわせて速やかに掲載するとともに、本館1階情報公開コーナーのファイルへ登載してください。(作業期限：4月末日)

※市HP トップ⇒行政情報⇒情報公開⇒附属機関⇒附属機関一覧(概要・会議録等)

4. 附属機関等の会議公開のお知らせの作成について

当課では、広く市民への情報提供を行うため、開催予定一覧表を作成し周知しています。ついては、開催決定後は、速やかにホームページにて会議情報を公開し、所定の様式に入力の上、行政管理課代表メール宛に件名を「会議公開のお知らせ(〇〇〇課：〇月分)」として送信してください。

なお、締切日を設定しておりますので、報告が遅れることのないようお願いします。

5. 委員の個人番号(マイナンバー)利用について

委員への報酬に関わる源泉徴収票の作成等に利用するため、委員からマイナンバーを提供していただく必要があります。

詳細内容や様式は、人事課データベースを参照してください。

6. 委員の就任承諾書等の押印見直しについて【新規】

令和3年1月26日付けで通知した「押印見直しに係る対応方針」(同日策定)において、認印の押印は、押印に代わる本人確認をした上で原則廃止とするとされたことから、これらの文書については、これまでの運用である『記名及び押印』を『記名のみ』とすることとし、押印を求めることのないようお願いします。

(1) 対象文書 各課が所管する附属機関に係る次の文書

- ① 推薦団体からの推薦書
- ② 被推薦者からの就任承諾書
- ③ 委員からの辞任届

(2) 備考

- ・ 申請書等の受理だけではなく、手続完了までの一連事務の中で、推薦団体や被推薦者とのやりとりがあり、実質的に本人確認を行うことが可能であると考えられることから、押印を求める必要がないとするものです。
- ・ 所管課において、参考様式を作成・提供する場合は、「印」を削除したものとすようお願いします。また、押印を求めているにもかかわらず、相手方が押印してきた場合は、これまでどおり受領することは可能です。

《担当》 総務部 行政管理課 内線 3060 (直通 43-2150)
--

委員選任に当たっての留意点

平成30年4月作成

令和3年4月改訂

1. 公募委員の選任について

(1) 公募委員の確保について

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱において、公募委員の構成比率は10%以上を目標としていますが、依然として少ない状況にあります。(R2.4.1 現在 4.2%)

募集期間の確保が不十分であることなどが原因で、公募委員を確保できない事例も見受けられますので、適正な公募を行い、公募委員の確保に努めるよう御配慮願います。

(2) 多選について

同一人物が連続して選任されるという状況は、多様な市民の市政参画を図るという公募の実施目的からみて、望ましい形であるとは言いがたいため、できるだけ新しい応募者が登用されるよう御配慮願います。

(3) 採用基準となる点数の設定について

採用基準となる下限の点数等を定めていない場合、応募者が1人のみでその得点が著しく低く適任ではないと評価されても、不採用とすることの説明が難しくなると予想されますので、採用基準となる点数等を定めるようにしてください。

例) 委員の決定は、選考委員の評価点数を合計し、〇点以上(面接も実施した場合は〇点以上)で、なおかつ合計点数の最も高い者から順に決定する。

2. 女性委員の登用の拡大について

委員の男女構成比率において少ない方の割合は30%以上を目標としていますが、女性委員の比率は全委員の約27%、また、約6割の附属機関が女性委員30%未満と、依然として女性委員が少ない状況にあります。(R2.4.1 現在)

このようなことから、附属機関の性格その他やむを得ない事由を除き、次のとおり、女性を登用するための工夫をしてください。

(1) 積極的に女性委員候補者を推薦していただくため、推薦依頼の際には、推薦依頼文に次のような文言を記載してください。

記載例) なお、本市では、女性の活躍推進に向けて、附属機関における女性委員の登用の拡大に努めていることから、可能な範囲で積極的に女性委員候補者を推薦くださるようお願いいたします。

(2) 指定する役職に女性が就いていない場合

- ・現状は、団体又は機関の長、役員等に女性が少なく、役職の指定は事実上女性の登用を妨げることになるため、できるだけ指定しないようにする。
- ・やむを得ず役職の指定を続ける場合には、現に女性が就いている職務を指定の職に加えるなど、女性が登用されやすくなるよう工夫する。

(3) 関係団体から女性が推薦されない場合

- 団体の役員等に女性が少ないという現状を考慮し、団体の長や役員等に限定した推薦依頼をできるだけ避ける。
- 団体推薦の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう協力を求める。
- 女性の多い団体を対象団体に加えるなど、女性が推薦されやすいよう工夫する。

(4) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ない場合

- 学識経験者の専門分野や職種等を幅広くとらえ、肩書や特定の職種にこだわらず、広く女性人材の発掘に努める。
- 女性の候補者について、前任の委員から紹介を受けたり、関係者に問い合わせるなど、常に女性の専門家の発掘に努める。

3. 若者の登用について

若者（※）の登用については、20～30代の比率が4.9%（H31.2.6調べ）と非常に少ない状況にあります。

当課において、平成29年度から成人式において次年度の公募予定チラシを配付するほか、平成30年2月から、八戸学院大学、八戸工業大学及び八戸高専に対し、令和2年2月から、アレック情報ビジネス学院などの市内専門学校等に対し、委員公募の周知に係る協力の依頼を行っておりますが、各課におかれましても、業務で関わりがある各種団体への声かけなど、若者登用に向けた取組みを行うよう御配慮願います。

※ 若者：主に学生（大学生等）や、20～30代の社会人を想定。

附属機関の運営事務に係る注意点

令和3年4月1日改訂

1. 附属機関委員委嘱までのスケジュール

委員の委嘱に当たっては、下記の例を参考に、計画的に事務を進めてください。特に、公募委員の選任について、公募期間が短かったり、広報による十分な周知ができなかったことなどによって、応募者がゼロとなったケースが見受けられますので、きちんと計画を立てるようにしてください。

【例】

	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	委嘱月
公募	<ul style="list-style-type: none"> 実施スケジュールの立案 	<ul style="list-style-type: none"> 公募実施の決裁（※） 広報原稿提出 校正 	<ul style="list-style-type: none"> 広報掲載 H P 掲載 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">応募受付</div>	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員決定の決裁 応募者へ結果通知
一般					
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">委嘱の決裁※</div>
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">委嘱状交付</div>

（※）行政管理課合議

— 任用準備 —

2. 委員公募情報の周知について

広く市民へ周知するため、公募情報を広報はちのへと市ホームページに必ず掲載してください。（25年4月から、「附属機関の委員の公募に関する取扱い」第2で原則掲載と規定）

① 広報はちのへ

原稿の提出期限は発行日の1ヶ月以上前なので、計画的に準備を進めてください。

例）4月1日から公募開始の場合、4月号（3月20日発行）に掲載

→原稿提出締切りは2月10日頃

② 市ホームページ

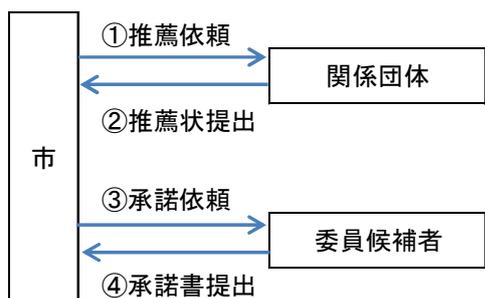
遅くとも公募開始1週間前までに掲載してください。

※「附属機関 委員公募」のページのアドレス

⇒ https://www.city.hachinohe.aomori.jp/gyoseijoho/johokokai/fuzokukikan_iinkobo/index.html

（トップ→行政情報→情報公開→附属機関 委員公募）

3. 団体推薦の場合の選任の流れについて



②より④の月日が前にならないよう御注意ください。また、推薦状と承諾書に収受印を押印する場合は、日付に矛盾が生じないようにしてください。

※推薦依頼と承諾書の提出を同時に求める誤った事例が散見されます。推薦依頼①により提出された推薦書②に基づき承諾依頼③をし、承諾書を提出④してもらうことになります。

4. 行政管理課への合議が必要な決裁について

下記の決裁で合議が必要です。時間に余裕がない起案は内容確認が不十分となる恐れがあるので、計画的に事務を進めるようにしてください。

事務	決裁区分		行政管理課合議
	市長部局	教育委員会	
委員公募	部長	教育長	○
委員推薦、承諾依頼	部長	教育長	
委員委嘱 (解任、補充、改選を含む)	市長	教育長	○ ※教育委員会は定例会への議案提出時と委嘱時の両方

参考) 委嘱状の様式・・・シラサギ各課データベース ⇒ 総務課 ⇒ B_文書作成関係B03 浄書事務(委嘱状・表彰状等)

※ 設置若しくは統廃合の場合は条例改正手続きが発生しますので、別途御相談ください。

5. 委嘱伺いの決裁に付記する事項について

①男女構成比率の少ない方の割合が30%に達しない場合、その理由

②非公募とする場合、その理由

例) 当審議会では個人のプライバシーに係る情報を取り扱うため、「八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第4条第7項ウにより、公募による選任を行わないこととしたい。

③公募の結果該当者なしの場合、その理由

例) 応募者の中に適任者がいなかった 等

— 任用開始後 —

6. info8 附属機関データベースの更新作業について

委員選定の際の重要な参考情報となるので、下記の変更等があった場合は速やかに作成、更新してください。

- ①新規設置及び廃止をしたとき
→個票の作成・終了の作業
- ②委員が内定したとき（委員から事前に内諾を得た時点、公募委員を決定した時点）
→委員データを作成し、「任用予定」にチェック（3機関を超える兼務の防止のため）
- ③委員の委嘱、解任等をしたとき
→改選等で委嘱が終了した場合は、「任用中」から「任用終了」に変更

※場所…『info8（業務関係）』の『附属機関』

※作業手順は、データベース画面左枠内一番上の「マニュアル」参照

以下は特に見落としがちな箇所なので確認してください。

- ①個票
→「担当者名」、「内線」、「見直し検討事項」のチェック、「現状及び理由」の記入（未達成の場合）
- ②委員会別の各委員のページ
→「就任状況」の年月欄（自動計算されませんので、直接入力してください。）
例）任期2年の場合は、「2」年「0」月
- ③「任用予定」の委員候補者を任用した後、「任用中」に変更する作業。

※シラサギへの移行に伴い、附属機関管理のための新たなシステムを構築中ですが（移行時期未定）、当面は現在使用しているノーツのシステムにより運用してください。

7. 市ホームページの更新作業について

各附属機関のページ（各附属機関名をクリックした後のページ）に下記の変更等があった場合は速やかに作成、更新してください。※新規設置時は御相談ください。

- ①委員名簿
→任期、選出区分（学識経験者、民間経験者、行政関係者、市民、公募等）も記載
→原則 PDF ファイル形式で掲載（ワード・エクセルを見られない方がいるため。）
- ②会議録の追加
- ③所管課名や電話番号等の変更

※「附属機関一覧（概要・会議録等）」のページのアドレス

⇒ <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/gyoseijoho/johokokai/fuzokukikan/index.html>

（トップ→行政情報→情報公開→附属機関→附属機関一覧（概要・会議録等））

— 会議開催時（公開） —

8. 会議公開の市民への周知（市ホームページへの掲載）について

会議を公開する場合、開催の2週間前までに市ホームページへ掲載してください。（直前に掲載するケースや、掲載していないケースが多く見られますので、原則会議開催が決定した時点で更新願います。）

また、会議が終了しても掲載したままのケースも見られますので、ページ作成時に公開期限を設定するなど、適切な情報の公開に努めてください。

※「附属機関 会議公開」のページのアドレス

⇒ https://www.city.hachinohe.aomori.jp/gyoseijoho/johokokai/fuzokukikan_kaigikokai/index.html

（トップ→行政情報→情報公開→附属機関 会議公開）

⇒ 当課で作成している「会議公開のお知らせ」より上には、ページを作成しないようお願いします。

— 会議開催後（公開） —

9. 会議録について

会議録と会議資料を市ホームページの各附属機関のページに掲載するほか、本館1階情報公開コーナーに設置の「会議録・会議資料綴」ファイルに綴ってください。